

パブリックコメントで寄せられたご意見と市の考え方

案件名	上越市こども計画(案)	担当課	こども家庭センター
-----	-------------	-----	-----------

No.1	ご意見の該当箇所:	—
ご意見	<p>休日に子供が遊ぶところが少なく特に雨や冬の期間長い上越ですが室内施設が限られています。オーレンプラザは休日は大きな遊具が大きい子限定なので行けません。どの施設もワンフロアのみですぐに飽きてしまいます。長野にできたナガノビのように有料でいいので何フロアもあって1日遊べるおねんねルームや授乳室を完備した施設を作っていただきたいです。公園のプールが無くなりましたが減らすばかりでなくこどもが思い切り身体を動かせるような場所を増やす計画もご検討いただければと思います。うみがたりのように市外から遊びに行こうと思えるような施設であれば収益ともなると思います。</p> <p>インフルエンザの予防接種の代金を助成していただきたいです。</p>	
対応区分	計画(案)以外の意見	
市の考え方	<p>市ではこどもセンターや上越科学館など、利用者の年齢や活動目的に応じた屋内施設を設置しており、現時点で新たな施設を整備する予定はありません。今後も、施設の運用について、市民の利便性を高めることができるよう可能な限り配慮し、工夫してまいります。</p> <p>また、インフルエンザの予防接種について、国がワクチンの有効性に限界があることから任意の接種としていることを踏まえ、現時点において、接種に対する費用助成を行う予定はありません。インフルエンザは、「手洗い」「マスクの着用を含む咳エチケット」「日ごろからの健康管理」などの励行により予防が可能であることから、引き続き、感染予防や感染拡大防止に向けた周知など必要な対策を行ってまいります。</p>	

No.2	ご意見の該当箇所:	基本施策1-1
ご意見	<p>小中学校への通学で、遠距離である家庭に対し、交通費の助成もしくはスクールバスを運行している学校や地域があるが、その対象から漏れていて負担がかかる家庭がある。(具体的には直江津東中学校区のうち、大島線の路線バスを利用する家庭)自転車通学が困難な雨の日や冬季のバス利用によって年間4万円以上負担になっている家庭がある。高等学校は高田地区に集中しているため、その後も交通費の負担が大きいことを考えると、義務教育期間の通学に関わる交通費の負担に差が生じないようにしていただきたい。</p>	
対応区分	計画(案)以外の意見	
市の考え方	<p>小中学校の適性配置における国が示す通学距離としては小学校が片道4km以下、中学校が片道6km以下としている中、当市では遠距離通学の支援対象として、小学校は片道3km以上、中学校は片道5km以上とし、通学定期券の交付や保護者による自家用車の送迎に対する燃料費の補助のほか、公共交通機関を利用した通学が困難な地域においてスクールバスを運行し、支援しています。</p> <p>また、当市では距離の基準に該当しない時であっても、風雪が厳しく民家がない道を通らなければならない場合などでは、地域の実情に応じて柔軟に支援してきているところです。考慮する必要が生じている地域事情等があると考えられる場合は、まずは学校教育課までご相談ください。</p>	

No.3	ご意見の該当箇所:	2ページ
ご意見	「上越市第7次総合計画」(計画期間:令和5年度～令和12年度) ※「令和」が抜けています。省略したとおっしゃるのなら、続く「上越市子ども・子育て支援総合計画」(計画期間:令和2年度～令和6年度)には、なぜ、入っているのでしょうか。	
対応区分	反映する	
市の考え方	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「上越市第7次総合計画(計画期間:令和5年度～令和12年度)」	

No.4	ご意見の該当箇所:	4ページ
ご意見	第7次総合計画、第3次地域福祉計画、第4次地域福祉計画 → 上越市 第7次総合計画、 上越市 第3次地域福祉計画、 上越市 第4次地域福祉計画 ※省略しても間違いではありませんが、こういう計画名は、正式名称を掲載すべきです。	
対応区分	反映する	
市の考え方	ご意見を踏まえ、「3 計画の期間」における図内の文言を、以下のとおり修正します。 上越市第7次総合計画(R5～R12) 上越市第3次地域福祉計画 上越市第4次地域福祉計画	

No.5	ご意見の該当箇所:	5ページ
ご意見	(1)上越市子ども・子育て会議の説明において、なぜ、組織する委員の冒頭に「公募による市民」を記述されたのでしょうか。上越市子ども・子育て会議条例第3条において「組織」が規定されていますが、公募に応じた市民は、最後の第6号で規定されています。条例において、組織する委員を意味も無く列挙している訳ではないことぐらい、私が言うまでもないでしょう。私は「公募に応じた市民」を軽んじるつもりは毛頭ありませんが、条例で規定されている順に記述するのが自然だと考えます。また、「公募による市民」ではなく、「公募に応じた市民」と表記すべきです。	
対応区分	反映する	
市の考え方	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 本計画の策定に当たり、子ども・子育て支援法第6条第2項に規定する保護者のほか、事業者、労働者、子ども・子育て支援に関する事業の従事者、学識経験者及び公募に応じた市民からなる「上越市子ども・子育て会議」において審議を行いました。	

No.6	ご意見の該当箇所: 7ページ
ご意見	「年齢3区分別人口の将来推計」において、特別な理由があるのなら結構ですが、なぜ、令和2年までは、上越市市民課「人口統計」を採用されたのでしょうか。こういった推移を見る場合は、同じ条件の下で行われた調査結果と比較しないと、正確な予測はできないのではないのでしょうか。 また、平成17年から5年おきで平成22年、平成27年の人口を採用しているのに、どうしてその次は、4年後の平成31年の人口が使われたのでしょうか。さらに、その次は、1年後の令和2年です。これを、視覚で推移を読み取るために用いる棒グラフに、等間隔で並べてしまうという荒技を理解できません。 さらに、国勢調査の調査日は10月1日であることを、この計画の策定に関わった方は、誰もご存知ないのでしょうか。(グラフの右上に堂々と「※各年4月1日現在」)
対応区分	反映する
市の考え方	ご意見を踏まえ、グラフのデータの出所を令和2年までは国勢調査、令和7年以降は国勢調査を基に国立社会保障・人口問題研究所が推計した日本の地域別将来推計人口に変更し、各年10月1日時点のデータを5年間隔で表示するよう修正します。

No.7	ご意見の該当箇所: 9ページ
ご意見	「一般世帯数と1世帯当たりの人員の推移」のグラフの左側の世帯の数値が「50,000」から始まっていますが、このようなグラフを作成する場合は、まず、原点の「0」を表記し、その上に「～」を二つ上下に重ねた省略記号を使い、グラフを作成するのが常識です。(義務教育で習いませんでしたか。) そうしないと、グラフという視覚で訴える資料において、変化が数値以上に顕著であるという錯覚に陥りますよね。この棒グラフで言うと、一般世帯数がメモリだけから見ると、平成12年と比較して令和2年は、約1.25倍になったのかと思ってしまうのです。 同様に、「こどもがいる世帯の核家族の推移」のグラフにおいても、右側の核家族の割合が「30%」から始まっていますので、一見すると、核家族の割合が平成12年から令和2年までの間で倍増したかのように見えてしまう恐れがあるのです。
対応区分	反映する
市の考え方	ご意見を踏まえ、「一般世帯数と1世帯当たりの人員の推移」グラフの世帯数の原点を0に修正します。 また、「こどもがいる世帯の核家族の推移」グラフの割合の原点を0に修正します。

No.8	ご意見の該当箇所: 11ページ
ご意見	「未婚率の推移」のグラフだけを掲載して、どうして「晩婚化が進んでいる」と言えるのでしょうか。それを記述するには、平均初婚年齢のグラフなりの資料を掲載しなければ、「晩婚化」について言及できないのではないのでしょうか。 また、「資料:上越市統計要覧」となっていますが、上越市統計要覧とは、上越市ホームページから引用しますが、「上越市統計要覧は、当市の自然、人口、経済、社会福祉、教育及び文化など各分野の統計を収録しています。」なので、例えば、「農林業センサス」等のデータも上越市統計要覧に収録されていると思いますが、各種計画等においてその出典を「農林業センサス」ではなく、「上越市統計要覧」と記述しては、いけません。 恐らくですが、「未婚率の推移」は、国勢調査によるものではないのでしょうか。
対応区分	反映する
市の考え方	ご意見を踏まえ、以下のとおり文言を修正します。 未婚率は全ての年齢層で女性よりも男性が高く、また男女ともに未婚化が進んでいます。 また、資料の出所を国勢調査に修正します。

No.9	ご意見の該当箇所:	12ページ
ご意見	下部に「※2 M字カーブ」の説明がありますが、本文のどこにM字カーブという文言が出てきているのでしょうか。 「※1 労働力率」は出てきていますがね。	
対応区分	反映する	
市の考え方	ご意見を踏まえ、M字カーブに関する文言を削除します。	

No.10	ご意見の該当箇所:	13ページ
ご意見	私の勉強不足かもしれませんが、「合計比率」とは、どういう意味ですか。	
対応区分	反映する	
市の考え方	回答の比率の合計を合計比率としましたが、一般的な表現ではないことから、以下のとおり修正します。 ※複数回答の場合、回答の合計が100.0%となりません。	

No.11	ご意見の該当箇所:	13ページから27ページまで
ご意見	「(1)○○……」「(2)× ×……」において、「について」が付いているものと付いていないものが混在していますが、何か使い分けの理由があるのでしょうか。	
対応区分	反映する	
市の考え方	ご意見を踏まえ区分を整理し、表現方法を「○○について」に統一します。	

No.12	ご意見の該当箇所:	13ページ
ご意見	「現在悩んでいること等について、いずれの学年においても「勉強に関すること」「将来のこと」が多い結果となりました。」とありますが、小学6年生においては、「無回答」が一番多いですよね。複数回答のアンケートにおいて「無回答」ということは、他のどの項目にも回答しなかったということで、アンケートに回答した小学6年生の半数近く(47.2%)が「回答できない悩みや心配なことや困っていることがある。」ということが重大な問題ではないかと思うのは、天邪鬼の私だけでしょうか。それとも、「悩みや心配なことや困っていることなど何一つない。」のでしょうか。だとしたら、別の意味で心配ですがね。	
対応区分	記載済み	
市の考え方	回答の選択肢にないものは「その他」があるため、「無回答」は悩みがない、回答したくないものと考えます。 今後、同様のアンケート調査を実施する際には、設問や回答の選択肢について検討を行います。	

No.13	ご意見の該当箇所:	15ページ
ご意見	小学校6年生でも、家族である「お父さん」より「友だち」を相談相手とする児童が67.0%もいますし、中学2年生でも家族である「お母さん」を相談相手とする生徒が第2位で68.1%もいるのに、学年が上がると家族以外へ相談する傾向が強くなるとは言えないのではないでしょうか。「きょうだい」も当然、家族ですよ。	
対応区分	反映する	
市の考え方	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 悩みや心配なことがあるときの相談相手は、いずれの学年においても「友だち」「お母さん」の割合が高くなりました。 また、小学6年生に比べて中学2年生では、「お母さん」「お父さん」に相談する割合が低くなり、「友だち」「学校の先生」に相談する割合が高くなりました。	

No.14	ご意見の該当箇所:	16ページ
ご意見	私は、こどもの5つの権利を知らないのですが、上越市子どもの権利に関する条例の第2章に規定されている6つの権利とは違うものなのですか。ご教示いただければ幸いです。	
対応区分	計画(案)以外の意見	
市の考え方	市立小中学校で実施しているこどもの権利学習において、「特別な社会的支援を要する子どもの権利」及び「少数の立場に属する子どもの権利」は、誰もが大切にされるという趣旨であることから、「誰もが大切にされる権利」として学習しています。このことから、子どもの生活実態に関するアンケート調査において、5つの権利として調査を実施しました。	

No.15	ご意見の該当箇所:	17ページ
ご意見	「自分に自信があるか」の文言と前の「■」との空白が気になります。どうでもいいことなのですが、性格的に。すいません。	
対応区分	反映する	
市の考え方	ご意見を踏まえ、修正します。	

No.16	ご意見の該当箇所:	25ページ
ご意見	×【母親の就労形態】 ○【母親の勤務形態】	
対応区分	一部反映する	
市の考え方	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 父親の「勤務形態」を「就労形態」に修正し、母親は原案のままとします。	

No.17	ご意見の該当箇所:	23ページ
ご意見	■仕事と子育てを両立する上で大変だと感じること(複数回答)のnが769となっています。nは、回答者の数のことで、「若者の状況」のnと同数なのですが、これは、若者に行ったアンケートの結果なのですか。だとしたら、どうして「保護者の状況」のところに掲載しているのですか。それとも「n=769」が誤りなのですか。	
対応区分	反映する	
市の考え方	ご意見を踏まえ、「若者の状況」に「(3)出産・子育てについて」を新たに設定した上で「仕事と子育てを両立する上で大変だと感じること」の調査結果を掲載することとします。	

No.18	ご意見の該当箇所:	26ページ
ご意見	「悩みが高い」という表現は、私には良く理解できません。「悩みが多い」又は「…に関して悩んでいる割合が高い」という表現の方が適当と考えます。	
対応区分	反映する	
市の考え方	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 (2)保護者の悩みと相談相手 こどものことで現在悩んでいることについて、(中略)こどもの進学や教育費に関して悩んでいる割合が高い結果となりました。	

No.19	ご意見の該当箇所:	22ページ
ご意見	「「そう思う」が5.5%、「ある程度そう思う」が34.5%で、合計39.9%となっています。」とあります。5.5+34.5=40.0なのですが、恐らく、小数点第二位を四捨五入した関係で39.9%となったのだと推測しますが、文章にする場合は、「合計40.0%」としないと、混乱する方が少なからずいると思います。 また、ここでまた、「n=769」が出てくるのですが、前述したとおり、若者に行ったアンケートの結果なのですか。(同じく、「■子育てをする上で、現在、特に…」も。)	
対応区分	反映する	
市の考え方	アンケート結果の合計について、13ページの「2 アンケート調査や聴き取りから見える現状」の冒頭に、「※比率は百分率(%)で表し、小数点第2位を四捨五入して算出しているため、合計が100.0%にならない場合があります」と記述がありますが、円グラフの横に注釈を加えることとします。 また、「若者の状況」に「(3)出産・子育てについて」を新たに設定した上で「出産や子育てのしやすさについて」「子育てをする上で、現在、特に不安に思っていることや悩んでいること」の調査結果を掲載することとします。	

No.20	ご意見の該当箇所:	28ページ
ご意見	「…全体の64.2%が「300万円未満」…」 「…一般層では、「年収700万円以上」…」	
対応区分	反映する	
市の考え方	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 (略)全体の64.2%が「300万円未満」の世帯となっています。一般層では、「年収700万円以上」の層が36.2%で最も多く、(略)	

No.21	ご意見の該当箇所:	37・50ページ
ご意見	37ページ、出産や子育てがしやすいと感じる20～30代の市民の割合(人口減少に関する市民アンケート調査) 50ページ、出産や子育てがしやすいと感じる18歳～39歳の市民の割合(若者世代・子育て世代の市民アンケート調査) どちらが正しいのでしょうか。	
対応区分	反映する	
市の考え方	注釈に、37ページの現状値は18歳から39歳の市民を対象とした若者世代・子育て世代の市民アンケート調査結果である旨を加えます。	

No.22	ご意見の該当箇所:	38・50ページ
ご意見	38ページ、地域が安全で安心して暮らせると感じるこどもの割合(こどもの権利に関するアンケート調査) 50ページ、地域が安全で安心して暮らせると感じるこどもの割合(子どもの生活実態に関するアンケート調査) どちらが正しいのでしょうか。	
対応区分	反映する	
市の考え方	注釈に、38ページの現状値は子どもの生活実態に関するアンケート調査結果である旨を加えます。	

No.23	ご意見の該当箇所:	42ページ
ご意見	「…44.9%に留とどまっている」	
対応区分	反映する	
市の考え方	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 養育費について書面や調停で取り決めている割合は、44.9%に留まっている	

No.24	ご意見の該当箇所:	49ページ
ご意見	上越市子どもの権利に関する条例の概要の(第3章関係)において、条例では「市の責務」を冒頭の第10条に規定しているにも関わらず、表中の一番下部に表記するのはいかがなものでしょうか。最大限、「市としては、他に遠慮して、末尾に記載させていただきました。」と解釈したとしても、失礼を承知で申し上げますが、無責任さとする気のなさを感ぜずにはられません。	
対応区分	反映する	
市の考え方	表記についてはこれまでのこどもに関する各種の計画の表記を引き継いだものでありますが、ご意見の趣旨を踏まえ、条例の順に記載することとします。	

No.25	ご意見の該当箇所:	50ページ
ご意見	現状値87.0%(R6)	
対応区分	反映する	
市の考え方	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 基本目標4の現状値87.0% (R6)	

No.26	ご意見の該当箇所:	53ページ
ご意見	【妊産婦医療費助成】 母子・父子自立支援員	
対応区分	反映する	
市の考え方	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 ・妊産婦・子ども医療費助成事業における事業概要 【妊産婦医療費助成】 ・ひとり親家庭等の自立支援事業における事業概要 (略)また、就労に向けて、母子・父子自立支援員を配置し、(略)	

No.27	ご意見の該当箇所:	86ページ
ご意見	<p>子ども・子育て支援事業計画の「必須記載事項」が4つ記載されていますが、子ども・子育て支援法第61条第2項は、2市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域(以下「教育・保育提供区域」という。)ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。)、特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。)に係る必要利用定員総数(同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期</p> <p>二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期</p> <p>三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容</p> <p>四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容</p> <p>果たして、86ページの「必須記載事項」の4つと子ども・子育て支援法第61条第2項の第1号から第4号までが同じことを言っていると解釈できるでしょうか。</p>	
対応区分	反映する	
市の考え方	<p>ご指摘のとおり、子ども・子育て支援法第61条2項において市町村子ども・子育て支援事業計画で定める4つの事項が記載されていますが、同法第61条第1項において、市町村は基本指針に即して市町村子ども・子育て支援事業計画を定めることとされています。ここでは基本指針にある5つの基本的記載事項を記載することとし、以下のとおり修正します。</p> <p>子ども・子育て支援法では、基本指針に即して、5年を一期とする子ども・子育て支援事業計画を定めることとされています。第5章は、子ども・子育て支援法に定める子ども・子育て支援事業計画に相当するものです。</p> <p>【基本的記載事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.教育・保育提供区域の設定に関する事項 2.各年度における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期 3.地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期 4.子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容 5.子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容 	

No.28	ご意見の該当箇所:	87ページ
ご意見	86ページの地域子ども・子育て支援事業は①から⑱までありますが、87ページの「■提供区域の設定」の表には⑯から⑱までの事業がありません。なぜですか。	
対応区分	記載済み	
市の考え方	①から⑱までの事業は、地域の実情に応じて市町村が実施する事業です。当市では計画において⑯から⑱までの事業は実施していないため、87ページの表には記載していません。	

No.29	ご意見の該当箇所:	88ページ、89ページ以降
ご意見	88ページ「企業主導型保育事業の地域枠」(2か所) 89ページ以降「企業主導型保育施設の地域枠」(複数) どちらが正しいのでしょうか。	
対応区分	反映する	
市の考え方	ご意見を踏まえ、「企業主導型保育事業の地域枠」に統一し、修正します。	

No.30	ご意見の該当箇所:	100ページ
ご意見	実績の表がありませんが、よろしいのでしょうか。	
対応区分	反映しない	
市の考え方	【妊婦等包括相談支援事業】 当事業は、令和6年子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業として新たに創設され、令和7年4月から施行されるものであるため、実績は掲載していません。	

No.31	ご意見の該当箇所:	107ページ
ご意見	「実績値は年度によって増減があることから、」とありますが、令和2年度以降、増加しかしていませんが、どういことでしょうか。	
対応区分	反映する	
市の考え方	【子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター運営事業)①量の見込みの考え方】 ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 実績値は年度によって変動があることから、令和4年度から令和5年度の増加率を令和6年度(見込み)に乗じて算出しました。	

No.32	ご意見の該当箇所:	110ページ
ご意見	どうしてこの事業だけ、月当たり延べ利用人数を算出しているのでしょうか。	
対応区分	反映する	
市の考え方	【地域子育て支援拠点事業(こどもセンター、子育てひろば)】 前計画である上越市子ども・子育て支援総合計画において、当事業は「月当たり延べ利用人数」を推計値として用いており、今後の比較・検討のため本計画においても引き継いだものですが、他の事業にあわせ、「年間延べ利用人数」を量の見込みとします。	

No.33	ご意見の該当箇所:	111ページ
ご意見	「量の見込みの考え方」において、「令和5年度の実利用人数に、令和3年度から令和5年度までの平均減少率を乗じて算出しました。」とありますが、具体的にどのような計算をされたのですか。	
対応区分	反映する	
市の考え方	【時間外保育事業(延長保育事業)】 令和3年度から令和4年度及び令和4年度から令和5年度の増減率の平均に令和5年度実績を乗じて令和6年度(見込み)を算出し、この増減率を乗じて次年度以降の見込みを算出しました。 このことから、「量の見込みの考え方」を「令和3年度から令和5年度までの実績を基に算出した増減率を乗じることで、令和6年度(見込み)及び令和7年度以降の量の見込みを算出しました。」に修正します。	

No.34	ご意見の該当箇所:	112ページ
ご意見	「国立大学附属幼稚園」 「上越教育大学附属幼稚園」と記述しない理由は何ですか。 「量の見込みの考え方」において、「国立大学附属幼稚園の利用見込み人数に、給食費減免の実績を乗じて算出しました。」と面倒くさい表現を用いられていますが、端的に「国立大学附属幼稚園の利用見込み人数を量の見込みとしました。」で良いのではないのでしょうか。	
対応区分	反映しない	
市の考え方	【実費徴収に係る補足給付を行う事業】 他の事業においても特定の園名を掲載していないことから、「国立大学附属幼稚園」と記述しています。 また、量の見込みの考え方について、正確な表現としているため原案のままとします。	

No.35	ご意見の該当箇所:	139ページ
ご意見	昼ご飯を食べているかの回答は保護者がして、昼ご飯を食べないことが多い、食べない理由の回答は子どもがしたということでよろしいですか。	
対応区分	記載済み	
市の考え方	ご意見のとおりです。 昼ご飯を食べているかについて子どもにも質問をしていますが、本アンケート調査結果の概要においては保護者の結果を抽出し、昼ご飯を食べないことが多い、食べない理由については子どもの結果を抽出して記載しました。	

No.36	ご意見の該当箇所:	140ページ
ご意見	「高等学校」と答えた割合は、一般層及び困窮層においてほぼ同じ率でした。」と解析されていますが、18.2%(5人に1人以下)と24.1%(約4人に1人)を「ほぼ同じ率」と言えるのでしょうか。	
対応区分	反映する	
市の考え方	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 保護者が希望する子どもの最終学歴について、「高等学校」と答えた割合は一般層で18.2%、困窮層で24.1%、「大学」と答えた割合は一般層で41.3%、困窮層で26.7%でした。	

No.37	ご意見の該当箇所:	143ページ
ご意見	142ページで「普段の生活で楽しさを感じる時は、「家族と一緒に過ごしているとき」が多い結果となりました。」と記述されていますが、中学2年生では、「家族と一緒に過ごしているとき」より「1人で過ごしているとき(読書をしたり、テレビや動画を見ているとき)」の方が割合が高いですが、どういうことでしょうか。	
対応区分	反映する	
市の考え方	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 普段の生活で楽しさを感じる時は、「友だちと一緒に過ごしているとき」「家族と一緒に過ごしているとき」「1人で過ごしているとき(読書をしたり、テレビや動画を見ているとき)」が多い結果となりました。	

No.38	ご意見の該当箇所:	
ご意見	もう少し、上越市こども計画の根幹に関わるような建設的な意見を述べたいと意気込んで、拝読させていただいたのですが、「重箱の隅をつつく」ような意見ばかりになってしまいました。 こども家庭センターのような部署は、ルーティン業務に追われ、日々起きる想定外の事案の対応で精一杯のことと推察いたします。 そのような環境下で、5年間の計画の策定までしなければならないのですから、そのご苦労は十分に理解できます。 上越市に限らず、少子化は、本当に深刻な問題だと私も感じていますが、特効薬はなかなか見つからないでしょう。 こども家庭センターの職員の皆さんの日々の地道な努力が、こどもの笑顔と輝く未来に繋がると信じております。	
対応区分	計画(案)以外の意見	
市の考え方	基本理念「みんなで育むこどもの笑顔・輝く未来」の実現に向けて、引き続き取り組んでまいります。貴重なご意見をいただきありがとうございました。	

No.39	ご意見の該当箇所:	55ページ
ご意見	産前・産後ヘルパー派遣事業を拡充し、体調不良等でなくても利用できるようにしてほしい。産後は特に親の産後うつリスクが高く、孤独感に悩まされ、気分が落ち込むことが多い。体調不良等のない人であっても、産後間もない身体で家事・育児を行うことは大きな負担である。また世帯数の増加からも分かるように核家族化が進行しており、さらに昨今の定年延長の動きに伴い祖父母世代が現役で働いていることも多く、援助を受けることが困難である。実際に、家事・育児に疲弊しており、実家も頼れず、産前・産後ヘルパーを利用したいが、体調不良という文言に当てはまるかどうか自信がないため申請をためらう声を複数耳にした。産後の育児の不安を大きく軽減する可能性のある産前・産後ヘルパー派遣事業が拡充されることで、安心して上越での子育てのスタートを切れるようになる人が増えると考えられる。	
対応区分	計画(案)以外の意見	
市の考え方	核家族化の進行と出産時の里帰り事情の変化については当市においても課題と捉えておりますが、現在のところ本事業の拡充は考えておりません。これまで、個々の家庭の現状をお聞きしながら、必要な支援を行ってきているところです。まずは市にご相談いただけるよう周知を図りながら、家庭の状況に応じた支援を継続してまいります。	

No.40	ご意見の該当箇所:	55ページ
ご意見	産後ケア事業による助産師の訪問への助成を拡充し、利用できる回数を増やしてほしい。理由としては、乳腺炎の際には複数回助産師の訪問を受ける必要があり、現状の5回分では足りなくなることがあるため。乳腺炎になった場合、一度だけでなく数日以内にさらに数回助産師に乳房を診てもらい、マッサージを受けるというこまめなケアが必要である。その結果、一度の乳腺炎で3回ほど訪問を受ける形になる。乳腺炎になりやすい体質であったり、乳腺炎以外のことで相談や指導を受けたい場合には現状の5回では全く足りない。来所型は事前予約が必要なため、乳腺炎のケアとしては利用しにくい。	
対応区分	計画(案)以外の意見	
市の考え方	産婦への支援として、訪問型以外にも、来所型や宿泊型の産後ケア事業をはじめ、産婦訪問や助産師の相談室など様々な相談支援に加え、民間のサービスや医療などのご紹介を行っており、現時点で訪問型産後ケアの拡充は考えてはおりません。今後も市内で行われている様々な子育て支援事業をご活用いただけるよう周知に取り組んでまいります。	

No.41	ご意見の該当箇所:	55ページ
ご意見	産後ケア事業による助産師の訪問への助成を拡充し、産後1年以降も利用できるようにしてほしい。理由としては、断乳(卒乳)の際のケアを受けたいため。断乳(卒乳)する際は乳腺炎のリスクが高く、助産師によるマッサージや指導が特に必要だと感じる。しかし実際には断乳(卒乳)は子が1歳を過ぎたタイミングになることが多く、産後ケア事業の対象にならないため、自費で訪問を受けなければならないのが現状である。	
対応区分	計画(案)以外の意見	
市の考え方	産後1年以降の支援として、保健師による訪問や助産師の相談室など、様々な相談支援を行っており、現時点で訪問型産後ケアの拡充は考えてはおりません。今後も助産師の相談室をはじめとする、市内で行われている様々な子育て支援事業をご活用いただけるよう周知に取り組んでまいります。	

No.42	ご意見の該当箇所:	66・67ページ、70ページ、61ページ
ご意見	子どもの居場所づくりの中の「こども食堂」の立ちあげの支援を具体的にしてほしい。例えば、どのような準備が必要とか、支援があってほしい。 70ページ、不登校児童とまではいなくても学校を休みがちな児童や、支援学級まではいかないグレーゾーンな児童の支援の教育補助員を増やしてほしい。 61ページ、放課後児童クラブの日曜日・祝日の試行開設ですが、富岡・大湊・板倉区の豊原では利用しづらいので、直江津あたりに開設できないか。利用したいが遠すぎて利用できない家がある。	
対応区分	計画(案)以外の意見	
市の考え方	66・67ページ、子ども食堂の立ち上げに関する相談はこども家庭センターで受け付けております。また、令和7年度から子ども食堂の立ち上げに対して補助を行う予定です。詳細は市ホームページ等でお知らせする予定です。 また、一人一人の児童生徒の必要性に応じた支援が行えるよう、これまで教育補助員などを増員し、配置してきました。今後も引き続き、児童の状況をしっかりと把握し、基準に基づいた客観的な判断の下で適切に支援が行えるよう教育補助員などの配置を進めていきたいと考えています。 放課後児童クラブの日曜日・祝日の試行開設については、利用者のニーズを把握するため令和6年4月から実施しています。この間の利用人数等を見ると、全ての児童の保護者宛てに試行開設の周知してきましたが、1施設当たりの利用人数は極めて少なく、また、全市的に見ても利用者が特定の方に限られている状況となっています。このため、直ちに開設施設を増やすことは現状では難しいと考えていますが、今後も、開設の必要性や課題を検証し、開設の方向性を検討していきたいと考えています。	